

令和7年度ガストロノミー人材育成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度ガストロノミー人材育成事業業務委託

2 委託業務の目的

2024年に訪日外国人客数が過去最高を更新し、本年も増加傾向が続いています。また、大阪・関西万博の開催を契機として、本県への観光誘客の増加が期待されています。

観光客が訪問先を選ぶ際に「食」は地域に人を呼び込む大きなファクターとなっていることから、三重の「食」や「食文化」を深掘りし、発信することにより、国内外からの誘客の促進を進めていく必要があります。

そこで、世界有数の美食の街であるスペインバスク州サン・セバスティアンで現地の料理人と県内料理人との交流を行うとともに、世界的に関心が高まっている「ガストロノミー」を実践する料理人育成のための講座を実施し、「みえの食」を担う人材の確保育成を図り、美食やおもてなしによる地域の魅力づくりにつなげます。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) コーディネーターの選定

本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有し、本事業を統括するコーディネーターを1名選定し、以下の(2)から(4)までに記載する業務を実施する。

(2) スペインにおける料理人交流

美食による地域の魅力づくりのノウハウを学び、「食」を核とした本県の魅力向上につなげることを目的として、スペインのバスク州サン・セバスティアンの料理人と県内料理人との交流を行う。

<参考>本県では、スペイン料理人との交流を令和2年度から実施している。

前回（令和5年度）の交流概要（知事のスペイン訪問の一環として実施）

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031900063.htm>

※今回は料理人交流の単独開催です。

① スペイン料理人交流の概要

参加者及び参加条件：

県内料理人3名

- ・3名のうち少なくとも1名は40歳以下の者とする。
- ・(3)のガストロノミー人材育成講座にて交流成果を報告すること。

- ・交流での学びを生かして、自店のレシピ開発等に取り組む意思があること。
- ・本事業終了後も県の実施する食関連イベントに協力する意思があること。

開催時期：11月中の3日間を予定

交流会場：ミモ バイト・ザ・エクスペリエンス（予定）

（ホテル・マリアクリスティーナ内）

住所 Calle Okendo 1 bajo, 20004 Donostia（サンセバスチャン）,
Gipuzkoa

※過去の本県の交流事業でも使用しており、調理器具等が一式そろっている会場です。（<https://mimo.eus/>）

内容：ア. 現地のミシュラン3つ星レストラン（アルサック）料理人との交流
（1～2日目）

- 本県料理人による調理披露（各参加者1品程度）
- アルサック料理人によるレシピ提案及び調理（3～6品程度）

イ. バスク市内食品市場、食関連施設の視察（3日目）

現地対応：アルサック料理人2名と現地日本人コーディネーター1名

※上記料理人及びコーディネーターは県が指定する者とします。

※事前調整は県が行っており、契約後、調整状況を引き継ぎ、現地コーディネーターと調整していただきます。

②業務の実施について

ア. 交流の実施

- ・現地コーディネーター（県が指定する者）及び交流参加者と現地で調理する料理や食材を調整すること。調整にあたってはミーティング等により両者の意向を十分にくみとること。
- ・少なくとも現地空港到着時点から帰国便搭乗の空港到着時点まで、移動や通訳などのアテンドを行うこと。なお、調理についての専門的な通訳は、現地コーディネーターが行う。
- ・参加者の選定後、9月上旬までに参加者向け説明会を行うこと。説明会で使用する資料を作成すること。
- ・料理人、現地コーディネーターの謝金として3,700ユーロ、会場使用料として2,342ユーロを見込むこと。支払は、現地コーディネーター及び会場施設の指定する支払い先及び時期とする。
- ・交流3日目の食関連施設の視察先は、県と相談のうえ決定すること。

イ. 参加者の選定

- ・参加者への募集案内、参加申込書の様式を作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内を行うこと。
- ・参加者の決定は県が行う（8月予定）。
- ・参加申込に係る問合せの対応を行うこと。

ウ. 旅行手配及び旅費

- ・参加者の航空券及び現地宿泊の手配を行うこと。
- ・参加者の航空券及び現地宿泊費を委託費に含めること。なお、参加者の日本国内での空港までの移動及び現地での移動に係る交通費、食費等は、参加者の自己負担とし、委託費には含めないものとする。
- ・参加者が添乗員なしでも日本～スペイン間のフライトの搭乗及び乗継ぎ等スムーズに移動できるよう適切なフォローを行うこと。
- ・旅行手配及びアテンドについては、旅行業法を遵守すること。

エ. 料理人交流の食材調達

- ・現地で調達する食材費は委託費に含めること。
- ・現地での食材調達方法は現地コーディネーターと調整すること。
- ・参加者が日本から食材の持参を希望する場合は、参加者の費用負担により購入、持ち込むこと。
- ・日本からスペインへの持ち込みが可能な食材か否かについての相談があった場合は助言すること。

<参考>[日本から食料品をスペインへ輸入する場合の注意事項 | 在スペイン日本国大使館 \(https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000077.html\)](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000077.html)

(3) ガストロノミー人材育成講座の実施

ガストロノミーに取り組む料理人を講師として招聘し、県産食材を使用した料理のデモンストレーションを実施する。また、あわせて生産者による食材の紹介、(2)の料理人交流参加者による報告を行うことで、三重の魅力を表現できる料理人を育成する。

① ガストロノミー人材育成講座の概要

講座内容：講師による三重県食材を使用した調理デモンストレーション

生産者による食材紹介

スペイン料理人交流参加者の活動報告

受講対象：県内の料理人等

開催時期：(2) ①スペイン料理人交流の後（半日～1日を予定）

参加者：会場参加15名程度

*オンライン配信またはアーカイブ配信も行うこと

ア. 講師について

- ・ガストロノミーに知見があり、先進的にガストロノミーに取り組んでいる料理人を講師とすること。
- ・講師は2名以上とし、県内料理人と新潟県に拠点を置く料理人を各1名以上含むこと。
- ・新潟県が同様の講座を実施するため、県内料理人は、原則、新潟県が実施する講座の講師として参加の意思がある方を三重県と相談のうえ選定すること。な

お、新潟県で実施する講座の講師料、旅費等は新潟県が負担する。

- ・新潟県に拠点を置く料理人は、新潟県が選定した者とするため受託事業者からの提案は不要です。なお、講師料として 100,000 円及び往復旅費（宿泊含む）を本業務の委託費に含めること。

イ. 講座について

- ・三重県産のテーマ食材を設定すること。テーマ食材は、必ずしも高級食材ではなく、ガストロノミーの推進に資する三重県ならではの食材とすること。
- ・講師は事前にテーマ食材を用いたレシピを考案し、講座内で調理のデモンストレーションを行う。調理技術だけでなく、料理に込めたストーリーを伝える内容とすること。
- ・受講者が講師の料理を試食できる内容とすること。（受講者が調理実習を行う必要はありません）
- ・テーマ食材の生産者によるプレゼンを実施すること。
- ・スペイン料理人交流の参加者 3 名による活動報告を実施すること
- ・講師によるデモンストレーションをメインとしつつ、参加者や講師等の交流が進むよう構成を工夫すること。

ウ. 講座の時間配分は受講者が効果的に学べるよう考慮し設定すること。

エ. 本講座で使用する一切の食材費等を委託費に含めること。

②業務の実施について

ア. 講座受講者の募集・決定等

- ・講座の募集案内及び受講申込書を作成し、県で確認後、募集案内を行うこと。
- ・受講者の募集は SNS 等、発信力がある媒体を活用して広く情報発信を行い、ガストロノミーの実践に関心の高い料理人等が情報を得やすいよう工夫すること。
- ・参加申込及び講座に係る問合せ等の対応等を行うこと。

イ. 講座内容の調整及び講師等の手配、打合せ

- ・県と協議のうえ、講座内容の調整や講師の手配、日程調整、打合せを行うこと。なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めること。
- ・講師がメニュー考案に必要な県産食材の調達等を行い、事前準備を行うこと。
- ・当日の運営について、講師と十分な打合せをし、県と協議のうえ、必要な場合は会場の下見やリハーサルを行うこと。

ウ. 講座会場の選定及び会場設営等

- ・会場は本県内とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定すること。なお、会場使用料は委託費に含める。
- ・講座の趣旨に適した環境が整っており、かつ会場内で衛生管理がなされ調理ができ、飲食スペースが確保された施設を選定すること（ホテルや飲食施設、キッチンスタジオなどを想定）。

- ・参加者がデモンストレーション時の調理の様子を十分に見学できるよう配慮すること。
- ・講座の様子について、オンライン配信を行うこと（またはアーカイブ配信用の動画データを作成すること）。
- ・講座で使用する備品（映像機器、PC等）、調理器具、食材、食器等の一式を手配すること。
- ・会場設営・撤去等を行うこと。

エ. テキスト作成

- ・講座で使用するレシピ、テキストは講師等と相談のうえ作成すること。

オ. 当日の運営業務

- ・当日受付、講師への対応、司会進行等、講座運営にかかる一切の業務を行うこと。

カ. 講座受講者アンケートの実施

- ・講座の内容及び効果に関するアンケートを県と協議し、作成・実施すること。
- ・アンケート回収後は、回答内容を整理して講師及び県に報告すること。

(4) スペイン料理人交流及びガストロノミー人材育成講座の情報発信

- ・スペイン料理人交流及びガストロノミー人材育成講座の取組成果を、県内外の観光客等に多く周知するため、SNS等、発信力がある媒体を活用し、広く発信すること。

(5) その他

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・必要なイベント保険等に加入すること。
- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。
- ・委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応を行うこと。
- ・業務を実施する国の食品安全関連の法律等を遵守すること。

5 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和8年2月27日（金）までに、県産品振興課に紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1式で提出して下さい。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出をもとめるもの

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり県が必要があると認める場合は必要な額について前金払いをすることができるものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

13 その他、受託上の留意点

- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ・業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

14 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

担当 太田、大塚

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp